

## 印鑑レス特約

## 1. 特約の適用範囲

- (1) この特約は、当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類ならびに電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合することに代えて、通帳またはキャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する取引（以下「印鑑レス取引」といいます。）に適用するものとします。
- (2) 本特約は、当行が定める各取引に係る規定（以下「原規定」といいます。）と一体として取扱われるものとし、原規定と本特約とで相違がある場合には本特約が優先して適用されるものとします。

## 2. 本人確認等

印鑑レス取引に際して、本人確認のための手続は次によるほか、西日本シティキャッシュカード規定、西日本シティICキャッシュカード規定および当行が定める方法により行うこととします。

- (1) 当行の店頭に設置されているタブレットを利用した印鑑レス取引は、暗証照合により取引を行います。
- (2) 印鑑レス取引においては、暗証照合に加え、当行所定の本人確認書類の提示または届出印の所定の書類等への記名押印のいずれかまたは両方を求めることがあります。この場合、これらの本人確認の提示等があるまでは、取引を行うことができません。
- (3) 第1条第1項により暗証照合を行った場合は、来店者を預金者本人とみなし、その取扱いにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) カード認証においては、生体認証機能付ICカードのICチップ内に生体情報を登録したICカードを利用した場合であっても、西日本シティICキャッシュカード規定および西日本シティ生体認証ICキャッシュカード特約に定める生体認証データの照合はおこなわず、第1条第1項の取扱によるものとします。
- (5) 第1条第1項により預金者の本人確認および依頼内容の確認を適正に行った場合は、暗証番号について、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 第1条第1項の暗証照合において当行所定の回数を超えて一致が確認できない場合には、印鑑レス取引を停止させていただきます。

## 3. 取引の種類

- (1) キャッシュカードが発行されている預金口座の払戻し、口座解約。
- (2) キャッシュカードが発行されている預金口座と同一の本支店で口座開設され、かつ氏名、生年月日、住所が同一の定期預金等の払戻し、口座解約。
- (3) キャッシュカードが発行されている預金口座と同一の本支店で口座開設され、かつ氏名、生年月日、住所が同一の各種届出およびサービスの申込み。
- (4) その他当行が定める取引。

## 4. 印鑑レス取引を行うことができない場合

- (1) 次に定める場合においては、印鑑レス取引を行うことはできません。
  - ①原規定または本特約に違反している場合
  - ②法令等により印鑑の押印が必要な取引を行う場合
  - ③天災地変、停電、障害や機器の故障等により暗証照合を利用することができない場合
  - ④当行が印鑑レス取引を行うことが相当でないと判断した場合
- (2) 前項各号の場合に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 5. 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年7月5日現在)